

ケーブルテレビ品川とことんサポート利用規約

第1節 総則

第1条（規約の適用）

株式会社ケーブルテレビ品川（以下「当社」といいます。）は、ケーブルテレビ品川とことんサポート利用規約（以下「本規約」といいます。）に基づき、ケーブルテレビ品川とことんサポート（以下「本サービス」といいます。）を提供します。

第2条（規約の変更）

当社は、本規約を変更することができます。料金その他の提供条件は、変更後の本規約によるものとします。

2. 当社は、本規約の変更を適切と判断する方法で可能な限り事前に本サービスを利用している個人または法人に告知するものとします。

第3条（用語の定義）

本規約においては、次の用語はそれぞれ以下の意味で使用します。

| 用語 | 用語の意味 |
|---------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 利用契約 | 当社との間で本規約に基づき締結される本サービス提供に関する契約 |
| 基本サービス | 別記の1.に定める当社の提供するサービス品目 |
| 基本契約 | 基本サービスの利用契約 |
| 申込者 | 本サービスの利用申し込みをする個人または法人 |
| 加入者 | 基本サービスを契約している個人または法人 |
| 本加入者 | 利用契約を締結し本サービスを利用している個人または法人 |
| 世帯 | 同一の住居で起居し生計を同じくする者の団体 |
| 集合共同引込 | 加入者引込線1回線から2世帯以上が居住する建物の各世帯に分配すること |
| 建物基本契約 | 当社と建物代表者との基本契約 |
| 当社施設 | 放送センターから保安器までの施設 |
| 機器 | 当社が販売または貸与するセットトップボックス（専用チューナー）、ケーブルモデム等、ケーブルプラス電話用宅内機器、しながわ モバイル端末、スマート端末およびI Pボックス |
| セットトップボックス（専用チューナー） | ケーブルテレビジョンサービスまたは放送サービスにおける、当社が提供する、デジタル放送を受信するために必要な機器 |
| ケーブルモデム等 | ケーブルインターネットサービスまたはインターネット接続サービスにおける、当社の電気通信回線設備のうち、同軸ケーブルまたは光ファイバーケーブルをLANケーブルに変換し、インターネットサービスを提供するための設備 |
| しながわ モバイル端末 | しながわ データS IMおよびしながわ タブレットサービスにおける、使用されるアンテナ、無線送受信装置およびS IMカードの総称 |
| スマート端末等 | インテリジェントホームにおける、当社の通信設備とデータ通信する設備および接続するデバイスの総称 |
| I Pボックス | しながわ テレビ・ッシュにおける、インターネット回線を介しテレビに接続する専用受信端末 |
| 所有機器 | 加入者所有のテレビ、パソコン、電話機等 |
| 電話サポート | 本加入者が受けられるサポート。専用の電話番号にて受付し、電話によるサポートを行う。 |
| 遠隔操作作業 | 本加入者のうち、ケーブルインターネットサービス、インターネット接続サービスおよびかっこひMANSION LANインターネット利用サービスの加入者が受けられる作業。当社が別に定める「ケーブルテレビ品川 リモートサポートサービス利用規約」に基づきケーブルインターネットサービス、インターネット接続サービスおよびかっこひMANSION LANインターネット利用サービスを通じて遠隔から行う。 |
| リモートサポート | 当社が別に定める「ケーブルテレビ品川 リモートサポートサービス利用規約」に基づく遠隔操作作業を利用し、本サービスの月額利用料の範囲内で提供されるサポート。 |
| 訪問サポート | 本加入者が優待価格で受けられるサポート。当社から本サービスに関するサポートのために訪問し、サポートを行う。 |
| 本作業 | 訪問サポートの際に実施する各作業等 |
| 料金等 | 本サービスに関し、加入者が当社に対し支払うべきケーブルテレビ品川サービス料金表に定める対価等 |

第4条（本サービスの内容）

当社は、本サービスとして、次に定める通り、基本サービスにおける電話サポート、リモートサポートおよび訪問サポートを提供するものとします。電話サポートおよびリモートサポートについては、別記の2.に定めるものとし、訪問サポートについては、別に定めるケーブルテレビ品川サービス料金表（以下「料金表」といいます。）に定めるものとします。

2. 本加入者は、基本契約に応じて、別記の3.に定める電話サポート、リモートサポートおよび訪問サポートの提供を受けることができます。

3. 訪問サポートの提供は、当社ホームページ上に定めるサービスエリアに限ります。

4. リモートサポートの提供は、本加入者が「ケーブルテレビ品川 リモートサポートサービス利用規約」に同意し、遠隔操作作業ができる場合に限ります。

第5条（提供区域）

本サービスの提供区域は、当社ホームページ上の掲載等、当社が別途定める通りとします。

第2節 利用契約

第6条（利用申し込みができる対象）

本サービスの利用申し込みができる対象は、加入者または当社の定める利用者とします。なお、本サービスの加入申込書に記載する利用場所は、基本サービスの申込書に記載された利用場所と同一でなければならぬものとします。

2. 業務用契約を締結している加入者は、本サービスを申し込むことができないものとします。

3. 利用契約の締結は1世帯（事業所、店舗等も同様とします）毎に行います。

2. 利用契約の期間は、利用契約が成立した月から6ヶ月間（以下「最低契約期間」といいます。）とします。ただし、契約期間満了の10日前までに当社、本加入者いずれからも当社所定の方法により何等の意思表示もない場合には、引き続き、6ヶ月間の期間をもって更新するものとし、以後も同様とします。

第8条（利用契約の申し込み）

申込者は、本規約を承諾の上、当社所定の方法で次の事項を明示して申し込むものとします。

（1）申込者の住所および氏名または所在地、商号および代表者

（2）その他必要事項

2. 申込者である個人が未成年の場合は、親権者の同意を必要とします。

3. 申込者である個人が成年被後見人または被保佐人の場合は、それぞれ成年後見人または保佐人の同意を必要とします。

第9条（利用契約の成立）

利用契約は、当社が申込者の申し込みを承諾した時に成立するものとします。ただし、基本サービスへの加入にかかる設置工事が発生する場合は、基本サービスを利用するための機器が設置された時に成立するものとします。

第10条（申し込みの承諾）

当社は、次の各号のいずれかに該当すると判断した場合には、利用契約の申し込みを承諾しない場合があります。

（1）申込者が本規約に違反するおそれがある場合

（2）申し込み内容に虚偽の記載がある場合

（3）基本サービスまたは本サービスの提供が著しく困難である場合

（4）申し込みを行った月から過去6ヶ月間に同一世帯で本サービスを解約したことがある場合

（5）その他、利用契約の締結が不適当である場合

2. 前項の規定により、当社が利用契約の申し込みを承諾しない場合、当社は申込者に対し当社の定める方法によりその旨を通知します。

第11条（加入申込書記載事項の変更）

本加入者は、基本サービスにおいて加入申込書に記載した契約名義、住所、電話番号、料金支払方法、料金支払口座などを変更し、当社がそれを承諾した場合、本サービスの契約事項も同様に変更されるものとします。

第12条（権利譲渡等の禁止）

本加入者は、当社が承諾する名義変更による場合を除き、本サービスの提供を受ける権利を第三者に譲渡、賃入れまたは貸与することはできません。

第3節 本サービス提供の停止等

第13条（当社が行う本サービス提供の停止）

当社は、本加入者が次の各号のいずれかに該当する場合には、本サービスの提供を停止することができます。

（1）第24条（本加入者の支払い義務）に規定する本サービスの料金等の支払いを怠った場合

（2）第6条（利用申し込みができる対象）に定める条件を満たさない場合

（3）申し込み内容に虚偽の事項を記載したことが判明した場合

（4）その他、当社が本サービスの提供を不適当と判断した場合

2. 当社は、前項の規定により、本サービスの提供を停止するときは、当該加入者に対しその理由および停止期間を当社所定の方法により通知するものとします。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

第14条（当社が行う本サービス提供の休止）

当社は、本サービスの提供が困難であると判断した場合には、本サービスの提供を休止することができます。

2. 当社は、前項の規定により本サービスの提供を休止するときは、可能な限り事前に本加入者に対し、その理由、実施日および実施期間を当社所定の方法により告知するものとします。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

第4節 利用契約の解約および解除

第15条（本加入者が行う利用契約の解約）

本加入者は利用契約を解約することができます。この場合、本加入者は解約希望日の10日前までに当社所定の方法により申し出るものとします。ただし、最低契約期間内に解約する場合、本加入者は、料金表に定める違約金を支払うものとします。

2. 当社が前項による申し出を承認した場合は、本加入者が申し出た解約希望日を、当該利用契約の解約日として取り扱います。また、当該契約解約日を本サービスの利用終了日と定めます。

3. 本加入者が全ての基本サービスを解約する場合、本サービスも解約するものとします。

4. 本サービスの利用終了日の属する月から6ヶ月間は、同一世帯で再び本サービスを申し込むことはできません。

第16条（当社が行う利用契約の解除）

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第7条（利用契約の単位と期間）第2項の規定にかかるらず、利用契約を解除することができるものとします。

（1）第13条（当社が行う本サービス提供の停止）第1項各号のいずれかに該当する場合で、本加入者が、当該期間内にその原因になった事由を解消しない場合

（2）電力・電話の無電柱化等、当社、本加入者のいずれの責にも帰することのできない事由により当社施設の変更を余儀なくされ、かつ当社施設の代替構築が困難な場合

（3）本加入者が本サービスを利用している集合共同引込の建物において、建物基本契約が解約された場合

（4）第6条（利用申し込みができる対象）に定める条件を満たさない場合

2. 当社は、本加入者が第13条（当社が行う本サービス提供の停止）第1項各号のいずれかに該当する場合で、その原因となった事由が当社の業務遂行上支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかるらず、同条に定める本サービスの提供の停止することなくその利用契約を解除することができるものとします。

3. 当社は、前二項の規定により利用契約を解除しようとするときは、あらかじめ当社所定の方法により本加入者にその旨を通知するものとします。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

4. 第1項および第2項の規定により利用契約が解除されたときは、利用契約が解除された日を本サービスの提供終了日と定めます。

第5節 本作業

第17条（本作業の提供条件）

当社は、本加入者が次の各号のうち、第1号、第2号および第7号に定める条件を全て満たす場合にのみ本作業を提供します。なお、ケーブルインターネットサービス、インターネット接続サービス、かっこひMANSION LANインターネット利用サービスおよびしながわ データS IM加入者については、次の各号に定める条件を全て満たす場合に本作業を提供するものとします。

（1）基本サービスが、本規約に基づく本サービス提供の実施により前または同時に提供を開始されていること

（2）当社が本加入者を訪問した際に所有機器の設置場所まで案内し、本作業に立ち会うこと

（3）本作業の実施の時点で、本作業を実施する場所に必要な所有機器が用意されており、本作業に必要なIDやパスワード等の認定情報およびドライバソフトウェアまたはアプリケーションソフトウェア等が用意されていること

（4）所有機器および本作業に必要なソフトウェア等の操作説明書および設定ソフトウェア等が日本語により記述されたものであること

（5）当社の本作業の実施の時点で、その所有機器の正規のライセンスおよびシリアルナンバーを保有していること

（6）本作業の実施に必要な当社または他の事業者が提供するドライバソフトウェアもしくはアプリケーションソフトウェア等のソフトウェアライセンスに同意し、所有機器へのインストールを承諾すること

（7）本作業の実施の際に当社が要求する電力、照明、乾電池等の消耗品およびその他の便宜（通信回線等の使用を含みます。）を、当社に対して無償で提供すること

（8）基本契約の契約約款に定める禁止事項に抵触しないこと

第18条（本加入者の当社に対する協力）

本加入者は、当社が本作業に必要な協力を求めたときは、当社に対して次の各号に定める協力をを行うものとします。

（1）当社の求めに応じたIDやパスワード等の入力

（2）当社の求めに応じた本作業のために必要な情報（操作説明書等を含みます。）の提供

（3）所有機器に重要な情報がある場合における、本作業の実施前の本加入者の責任によるそれらの情報

ケーブルテレビ品川とことんサポート利用規約

の複製の実施

- (4) 所有機器に機密情報がある場合について、本作業の実施前の本加入者の責任によるそれらの情報の防護措置または消去の実施
- (5) その他、本作業のために当社が必要と認める事項の実施

第 19 条（本作業の除外事項）

当社は、本加入者が次の各号に定める事項のいずれかに該当すると当社が判断する場合には、本作業を行わないことがあります。

- (1) 第 17 条（本作業の提供条件）各号のいずれかを満たさない場合
- (2) 本加入者が、前条（本加入者の当社に対する協力）各号のいずれかの協力を行わず、当社の本作業の実施が困難となる場合
- (3) 不正アクセス行為またはソフトウェアの違法コピー等、違法行為または違法行為の帮助となる作業や、当社が別に定める約款等で禁止している行為を当社に要求する場合
- (4) 本サービスを利用して営利目的の活動をする場合、またはしようとする場合
- (5) その他、本加入者の責により本作業の実施が困難となる場合

2. 本加入者は、前項の規定により当社が本作業を行わない場合については、料金表に定める本サービス未加入者の出張にかかる料金の支払いを要します。

第 20 条（本作業の完了）

本加入者は、本作業の終了後、当社作業員立ち会いのもと、速やかに本作業の内容について確認を行うものとします。なお本加入者は、当該確認に際し、当社作業員による本作業の提供上生じたと認められる損傷を見出した場合は、直ちに当社作業員に申告するものとします。

2. 本加入者は、前項による確認終了後、当社所定の作業完了報告書に署名をするものとします。

3. 本作業の完了日は、前項に定める作業完了報告書に署名した日とします。

第 21 条（本作業完了後の対応）

本作業の完了後、当社の責めによる本作業の内容の不備が明らかになった場合において、前条（本作業の完了）第 3 項に定める本作業の完了日から起算して 6 ヶ月以内に申告されたものに対して、当社は、無償で対応するものとします。

第 22 条（本作業の中止）

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、本作業に着手したか否かにかかわらず、本作業の提供を中止することができるものとします。

- (1) 第 17 条（本作業の提供条件）各号に定める条件を満たしていない等、当社作業員が本作業に着手できない、または本作業を継続できないと認められる相当の事由がある場合（ただし、当社の責めに帰すべき事由による場合は除きます。）
- (2) 本加入者宅または本加入者宅内において、物品に損傷を与える可能性が高い作業を行う必要が生じた場合

第 6 節 料金等

第 23 条（利用料金）

本サービスの月額利用料は、料金表の 6. 安心安全サービス（1）に定める通りとします。

2. 電話サポートおよびリモートサポートの料金は、前項に定める料金に含まれるものとします。

3. 訪問サポート出張費・技術提供費は、料金表の 6. 安心安全サービス（2）および（3）に定める通りとします。ただし、次の各号に定める場合については、本サービス未加入者の料金を適用するものとします。

- (1) 1 回の訪問時間が 2 時間を超える場合
- (2) 当該月の訪問回数が 3 回を超える場合

第 24 条（本加入者の支払い義務）

本加入者は、当該月に本サービスの提供を受けたか否かにかかわらず、前条（利用料金）に定める料金を当社に支払う義務を負うものとします。

2. 本加入者は、当該月に訪問サポートを受けた場合、料金表に定める通り、当該訪問サポートにかかる料金を当社に支払う義務を負うものとします。

3. 料金表に定める料金等は、税抜きです。本加入者は、料金等にかかる消費税および地方消費税等を併せた金額を当社に支払う義務を負うものとします。

4. 第 1 項で定める月額利用料の支払い義務は、利用契約の成立した日が属する月から発生するものとします。なお、月額利用料の日割りによる精算は行わないものとします。

5. 第 2 項で定める訪問サポートの支払い義務は、第 20 条（本作業の完了）第 3 項に規定する本作業の完了日に発生するものとします。

第 25 条（料金等の請求時期および支払期限等）

当社は、料金等を、支払期限を定めて本加入者に請求します。

2. 前項の規定により料金等の請求を受けた本加入者は、当社が指定する期限までに、当社所定の方法により、当該料金等を支払うものとします。

3. 本加入者は、第 1 項の料金等について、当社の承諾を得た上で、第三者に支払わせることができるものとします。

4. 本加入者は、当社が本加入者から料金等の支払いを受ける権利の全部または一部を、当社の指定する信販会社に譲渡することができることを、あらかじめ承諾するものとします。この場合、譲渡後の料金等の支払いについては、当該債権の譲受け人の定める条件によるものとします。また、当社は、当社の指定する信販会社に譲渡した当該権利の全部または一部について、かかる譲渡を取り消し、または当社の指定する信販会社から再譲渡を受けることができるものとします。

第 26 条（遅延損害金）

本加入者は、料金等の支払いを遅延した場合は、遅延期間につき年率 14.6% の遅延損害金を当社に支払うものとします。

第 7 節 雜則

第 27 条（個人情報）

当社は、本加入者の個人情報について、当社が定める「個人情報保護方針」に基づいて適正に取り扱うものとします。

2. 本加入者の個人情報の取り扱いについて必要な事項は、当社が定める「個人情報の取り扱いについて」において公表するものとします。

第 28 条（無保証）

当社は、本サービスの提供をもって、本加入者による基本サービスの利用を保証するものではありません。

また、本サービスを完了できない場合においても、本サービスにより発生した料金等を本加入者に負担していただく場合があります。

第 29 条（免責事項）

当社は、次の各号に該当する損害について、一切の責任を負わないものとします。

- (1) 第 13 条（当社が行う本サービス提供の停止）、第 14 条（当社が行う本サービス提供の休止）、および次条（本サービスの廃止）の規定により生じた損害
- (2) 所有機器に保存されているデータの消失、毀損、改変等により生じた損害
- (3) 配線工事などにより土地建物に生じた損害
- (4) 天災地変、その他当社の責に帰することができない事由により生じた損害
- (5) 本サービスを完了できなかったことにより生じた損害

第 30 条（本サービスの廃止）

当社は、業務上の都合により本サービスを廃止することがあります。この場合、本サービスを廃止する日をもって利用契約は終了するものとし、この日を本サービスの提供終了日と定めます。

2. 前項の場合、当社は本加入者に対し、本サービスを廃止する日の 3 ヶ月前までに当社所定の方法によりその旨を告知します。

第 31 条（国内法への準拠）

本規約は日本国国内法に準拠するものとし、利用契約により生じる一切の紛争等については東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 32 条（定めなき事項）

本規約に定めなき事項が生じた場合、当社および本加入者は利用契約締結の主旨に従い、誠意をもって協議の上、解決に当たるものとします。

付則

本規約は、2019 年 10 月 1 日より施行します。

ケーブルテレビ品川とことんサポート利用規約



ケーブルテレビ品川

別記

1 基本サービス

| 基本サービス名 | サービス品目等 |
|----------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ケーブルテレビジョンサービス 放送サービス | マックス ピッグ アルファエース ミニ デジタルスーパーHD デジタルスーパー デジタルベーシック HD デジタルミニ |
| ケーブルインターネットサービス インターネット接続サービス | かつとびメガ300 かつとびワイド かつとびプラス かつとびジャスト エコノミー [※] アタックプラス アタックエクスプレス アタックブレミア しながわ光 マンションVDSLタイプ しながわ光 マンションLANタイプ しながわ光 ホームタイプ |
| かつとびMANSION LAN インターネット利用サービス | かつとびMANSION LAN インターネット利用サービス |
| ケーブルプラス電話 | ケーブルプラス電話 |
| インテリジェントホーム | インテリジェントホーム |
| しながわ テレビ・ブッシュ | しながわ テレビ・ブッシュ |
| しながわ データSIM | データ専用SIM 端末(スマホタイプ) 端末(ルータータイプ) |
| しながわ タブレットサービス | ホームアプリ+端末(Wi-Fiタブレット) ホームアプリ+端末(SIMフリータブレット) |
| ホームアプリ | ホームアプリ |

2 電話サポートおよびリモートサポート

| サービス項目 | 実施範囲 | 本サービス加入者 | | 本サービス未加入者 |
|----------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|----------|----------|-----------|
| | | 電話サポート | リモートサポート | 電話サポートのみ |
| インターネット接続・メール設定 | ・インターネットの接続設定 ・メールソフトの設定 | ○ | ○ | ○ |
| インテリジェントホーム操作説明 | ・操作説明および設定変更 | ○ | × | ○ |
| 当社提供サービスに関する操作説明・設定等 | ・メールサービス ・ホームページサービス ・セキュリティサービス(i-Fiルーター for ZAO およびマカフィー for ZAO) | ○ | ○ | ○ |
| ソフトウェア操作説明・設定等 | ・OS標準以外のブラウザ ・Webメール ・市販のセキュリティ対策ソフト | ○ | ○ | × |
| | ・インテリジェントホームアプリケーション ・家電コントローラーアプリケーション(株式会社グラモが提供する専用アプリケーション) ・any tagpadアプリケーション | ○ | × | ○ |
| 周辺機器の接続設定 | ・端末APN設定 (通信会社のアクセスポイントに接続する為の通信設定) ※当社SIMフリー対応端末および当社データSIM利用時に限る | ○ | × | ○ |
| | ・市販の無線、有線LANルータのインターネット接続設定 | ○ | ○ | × |
| | ・スマートフォン・タブレットのインターネット接続設定 | ○ | × | × |
| | ・ゲーム機のインターネット接続設定 | ○ | × | × |
| | ・当社提供のスマートフォン・タブレットの接続設定 | ○ | × | ○ |
| | ・スマートコントローラ(家電コントローラおよびスマートスピーカー)接続設定 | ○ | × | ○ |

3 本加入者が受けられるサポート

| 基本サービス名 | 電話サポート | リモートサポート | 訪問サポート |
|----------------------------------|--------|------------------|--------|
| ケーブルテレビジョンサービス 放送サービス | ● | — | ● |
| ケーブルインターネットサービス インターネット接続サービス | ● | ● | ● |
| かつとびMANSION LAN インターネット利用サービス | ● | ● | ● |
| ケーブルプラス電話 | ● | — | ● |
| インテリジェントホーム | ● | — | ● |
| しながわ テレビ・ブッシュ | ● | — | ● |
| しながわ データSIM | ● | (*) ¹ | ● |
| しながわ タブレットサービス | ● | (*) ¹ | ● |
| ホームアプリ | ● | (*) ¹ | ● |

(*)¹ Android OSに限ります。

MEMO